

和歌山県報

発行和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地毎週火、金曜日発行

目 次 (取扱課室名) ページ

〇 告示 1049 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課).....1 (食品・生活衛生課).....2 1050 クリーニング師の研修の指定 IJ)..... 2 1051 クリーニング所の業務従事者講習の指定 (福祉保健総務課).....2 1052 生活保護法による指定医療機関の廃止 (") 3 1053 生活保護法による指定医療機関の変更 (森林整備課).....3 1054 保安林の指定予定の通知 (道路保全課).....3 1055 道路の区域変更 1056 " *"*)..... 4) 4 1057 道路の供用開始 (IJ) 4 1058 道路の区域変更 (IJ 1059 道路の供用開始) 5 〇 教育委員会告示 5 平成24年度和歌山県立中学校入学者募集要項 5 〇 収用委員会告示 4 土地収用法による裁決手続開始の決定 5 〇 監査公表 監査公表第18号 6

告 示

和歌山県告示第1049号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、 同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成23年11月14日まで縦覧に供する。

平成23年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
 - 平成23年9月13日
- 2 名称

特定非営利活動法人和歌山マスターズ陸上競技連盟

- 3 代表者の氏名
 - 梅田善彦
- 4 主たる事務所の所在地

和歌山市北ノ新地1丁目25番地 富士火災和歌山ビル

- 5 定款に記載された目的
 - この法人は、和歌山県における中高齢者の陸上競技愛好者に対して、陸上競技に関する事業を行い、

会員相互の親睦と技術の向上を図り、中高齢者陸上競技の振興と発展に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1050号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項に規定するクリーニング師の研修(第1型研 修)を次のとおり指定した。

平成23年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 主催者の名称及び住所
- (1) 名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター
- (2) 住所 東京都港区新橋6丁目8番2号
- 2 開催年月日及び開催場所

開催年月日	開催場所
平成24年2月5日(日)	岩出市商工会館(岩出市荊本77-3)

3 受講料

クリーニング師の研修 5,000円

和歌山県告示第1051号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の3に規定するクリーニング所の業務従事者講習(第2 型講習)を次のとおり指定した。

平成23年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 主催者の名称及び住所
- (1) 名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター
- (2) 住所 東京都港区新橋6丁目8番2号
- 2 講習受付期間及びレポート提出締切年月日
- (1) 講習受付期間 平成23年11月18日から同年12月19日まで
- (2) レポート提出締切年月日 平成24年2月20日
- 3 受講料

クリーニング所の業務従事者講習 4,500円

和歌山県告示第1052号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国 後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされ る場合を含む。)により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定番 号	名称	所 在 地	廃 止 年月日
西薬 21-18	紀南ヘルシーデポ薬局上富田店	西牟婁郡上富田町岩田1774-1	平成 23.8.7
紀薬 6-21	きぼう薬局粉河店	紀の川市粉河3-2	平成 23. 8. 31

和歌山県告示第1053号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。)により指定した医療機関の変更について届出があったので、次のとおり告示する。

平成23年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指	定	変更事項	(名称)	所 在 地	変更
番	号	旧	新	別 住 堰	年月日
西病		南紀福祉センター附属病院	南紀医療福祉センター	西牟婁郡上富田町岩田1776の	
5-41					23. 4.

和歌山県告示第1054号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年 法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成23年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 新宮市熊野川町上長井字小和瀬向井331の1、字八木山口365の1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字小和瀬向井331の1・字八木山口365の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

- イ その他の森林については、主伐による伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1055号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 粉河加太線

区間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
和歌山市六十谷字下沼8番6地名	Ē	9. 02		

から同市善明寺字鶫目田284番3 地先まで	旧	37. 40		鳴滝橋 L=19.(00
同上	新	9. 02	1033. 51	鳴滝橋 L=19.0	00
同上	新	25. 00	1028. 34	鳴滝橋 L=19.0	00

和歌山県告示第1056号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 311号

X	間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長メートル	備	考
田辺市中辺路町 1215番11地先か 真砂字門谷316番	ら同市中辺路町	新	9. 00	211. 90		

和歌山県告示第1057号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、 告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 一般国道

路線名 311号

供用開始の区間 田辺市中辺路町栗栖川字鷹ノ巣1215番11地先から同市中辺路町真砂字門谷316番地先まで 供用開始の期日 平成23年10月4日

和歌山県告示第1058号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 高田相賀線

区間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備考
新宮市相賀字川内出張974番5地 先から同市相賀字出果テ990番 3地先まで		6. 40	79. 00	

和歌山県告示第1059号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、 告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成23年10月4日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 高田相賀線

供用開始の区間 新宮市相賀字川内出張974番5地先から新宮市相賀字出果テ990番13地先まで

供用開始の期日 平成23年10月4日

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第5号

平成24年度和歌山県立中学校入学者募集要項を定めたので、その関係書類を和歌山県教育庁学校教育局学校指導課、各教育支援事務所及び各県立中学校に備え置いて縦覧に供する。

平成23年10月4日

和歌山県教育委員会委員長 宮 永 健 史

収用委員会告示

和歌山県収用委員会告示第4号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、平成23年9月22日次のとおり裁決手続開始の決定をした。

平成23年10月4日

和歌山県収用委員会会長 月 山 純 典

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道24号改築工事(京奈和自動車道「紀北東道路」・和歌山県伊都郡かつらぎ町大字中飯降字北丹生脇地内から同町大字丁ノ町字西宝形地内、同町大字大谷字東新田臺地内から同町大字笠田東字池尻地内、同町大字萩原字西尾地内から紀の川市粉河字別所谷地内及び同市藤井字川端地内から同市神領字大工地内)並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等、土地所有者の氏名及び住所並びに土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

(次表のとおり)

	裁決手続開	始を決定した土地		土地	所有者	也に関 川を有 [*] 係	
		1					

所 在	地番	地	目	地積	(m²)	収用しよ うとする	使用しよ うとする	氏 名	住所	任夕	住所	権利の
// 1 <u>L</u>	地 笛	登記簿	現況	登記簿	実 測		土地の面 積(㎡)	八石		八石		種類
和歌山県 紀の川市 粉河字別 所谷	41	宅地	宅地	200. 58	200. 58	200. 58			大阪府堺市西区掘上緑町1丁4番12号		_	

監 査 公 表

和歌山県監査公表第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成23年8月22日から同月25日までに 実施した監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成23年10月4日

和歌山県監査委員 楠 本 隆 和歌山県監査委員 足 立 聖 子和歌山県監査委員 藤 山 将 材和歌山県監査委員 服 部 一

1 監査対象機関及び監査実施年月日

	監	査	対	象	機	関	監査実施年月日
知事室							平成23年8月22日
監察査察課							平成23年8月22日
国体準備課							平成23年8月22日
総務部							平成23年8月22日
企画部							平成23年8月23日
環境生活部							平成23年8月22日
福祉保健部							平成23年8月25日
商工観光労働部							平成23年8月22日
農林水産部							平成23年8月24日
県土整備部							平成23年8月23日
会計局							平成23年8月23日
県議会事務局							平成23年8月24日
人事委員会							平成23年8月23日
労働委員会							平成23年8月24日
選挙管理委員会							平成23年8月23日
監査委員							平成23年8月25日
教育委員会							平成23年8月23日
公安委員会							平成23年8月24日

2 監査の結果

- (1) 指摘事項なし
- (2) 注意事項 知事室

ア 写真撮影等の業務委託について、簡易公開調達を実施しているが、業務仕様書に予定写真枚数が 記載されていない等不明瞭な点があったので、適正に処理されたい。

(秘書課)

イ 消耗品に係る単価契約が総務事務集中課に合議されていなかったので、適正に処理されたい。

(広報課)

国体準備課

ア 旅行命令簿において、移動方法が公共交通となっているが、出張先の一部行程でレンタカーを使 用しており、旅行命令どおりの出張となっていないので、適正に処理されたい。

(国体準備課)

総務部

ア 集中調達の印刷物で、納入業者から納期当日に納期を当初の納期より1か月後の日とする納期変更 願が提出されたが、合理的理由がないのに納期の変更を承認している事例があったので、今後、適 正に処理されたい。

(人事課)

イ 個人県民税を除く県税の収入率は、98.4%と前年度に比べ0.2ポイント増加し、県税全体の平成22 年度末の収入未済額も約26億5900万円と約2億6600万円圧縮するなど、県税徴収対策本部としての組 織的な取組の成果が出ている。

しかしながら、個人県民税については、収入率は93.0%と前年度に比べ0.1ポイント改善しているものの、県税全体の収入未済額における個人県民税の収入未済額が占める割合は、約70%と大きなものであるため、市町村への職員派遣や地方税法(昭和22年法律第226号)第48条の規定に基づく直接徴収を継続実施するとともに、今後も市町村や地方税回収機構との連携を深め、全体として県税収入率向上対策事業の推進により、収入の確保に努められたい。

また、延滞金等諸収入の収入未済についても、適正な債権管理により、収入未済額の縮減に努められたい。

(税務課)

ウ 市町村振興資金貸付金に係る借用証書で記載漏れ等があるので、適正に処理されたい。

(市町村課)

エ 防災ヘリコプター運航管理業務委託については、特定の者と契約しているが、唯一の委託先とは 考えられないので、当該契約のあり方を検討の上、適正に処理されたい。

(消防保安課)

オ 委託料の執行において、業務が完了していないにもかかわらず、完了したとの検査調書を作成し、 経費を支出していたので、適正に処理されたい。

(消防保安課)

カ 防災ヘリコプター運航管理業務委託において、見積りでは、清掃業務が積算され、経費支出して いるが、清掃を行っている実態がないので、適正に処理されたい。

(消防保安課)

キ 公用車の修繕を一人の見積りにより随意契約で行っているが、二人以上の者から見積書を徴取されたい。

(消防保安課)

- ク 公用車を管理換えの手続を行うことなく移管していた事例があったので、適正に処理されたい。 (消防保安課)
- ケ 掃除機を廃棄しているが、物品不用調書及び不用品処分調書が作成されていなかったので、適正 に処理されたい。

(消防保安課)

企画部

ア 超過勤務手当について、勤務時間が週38時間45分を超えていないにもかかわらず、25/100の手当 に当たる2,604円が支給されていたので、返還措置を講じられたい。

(企画総務課)

イ プリンターを廃棄しているが、物品不用調書及び不用品処分調書が作成されていなかったので、

適正に処理されたい。

(企画総務課)

ウ 県展案内用冊子の作成委託において、原版作成時の不注意により、再印刷を行っているので、今 後は適正に処理されたい。

(文化国際課)

エ 旅行命令簿では居住地からの直行のみとなっているが、ETCカード使用承認・使用管理簿では、直行・直帰の利用分が記載されており、相違があるので、適正に処理されたい。

(情報政策課)

環境生活部

ア 環境白書については、有償刊行物として販売していることから、無償分についても適正な在庫管 理に努められたい。

(環境生活総務課)

イ 産業廃棄物不適正処理及び産業廃棄物不法投棄に係る行政代執行費用の未収金については、平成2 2年度末で、約11億2千万円超となっている。早期回収は困難と思われるが、今後も、分納が滞らないよう納付指導を行い、適正な債権管理に努められたい。

(循環型社会推進課)

ウ 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、日曜日の超過勤務時間を平日の125/100で計算しているケースがあったので、適正に処理し、不足分を追給されたい。

(循環型社会推進課)

エ 財団法人紀南環境整備公社の平成22年度廃棄物処理施設整備等事業費補助金において、同法人の 事業計画を把握していながら、過大な交付申請及び請求を見過ごし、交付決定とその後の概算払ま で行っていたので、同法人に対しての指導の強化とともに適正な事務処理をされたい。

(循環型社会推進課)

オ 旅行命令簿において、早朝出発に該当する出発時刻ではないのに早朝出発と記載されており、旅 費が加算されていたので、適正に処理されたい。

(県民生活課)

カ 社団法人和歌山県青少年育成協会の出捐金を公有財産台帳に登記していなかったので、適正に処理されたい。

(青少年・男女共同参画課)

福祉保健部

ア 生活保護費返還金の未収金については、平成22年度末で約3,231万円であり、前年度に比し約1,33 1万円減少している。

今後も、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規の未収金の発生防止に努めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(福祉保健総務課)

イ 介護福祉士等修学資金貸付金の未償還金については、平成22年度末で約12万円であり、前年度に 比し約6万円減少している。

今後も、徴収に向けた取組を積極的に行われたい。

(福祉保健総務課)

ウ 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成22年度末で約1,117万円であり、前年度に比し、 約105万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のため、入所時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過 年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努 められたい。

(子ども未来課)

エ 母子寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、平成22年度末で約3,744万円であり、前年度に比し、約288万円減少している。

今後も、振興局担当者会議等を通じて、新規未償還金の発生防止に努めるとともに、過年度分の 未償還金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められた い。

(子ども未来課)

オ 児童扶養手当返還金の未収金については、平成22年度末で約1,466万円であり、前年度に比し、約 229万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のため、市町村における窓口業務の指導の強化を図り、受給者の制度の理解を深めるとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(子ども未来課)

カ 領収証書については、納入者への交付時に収納員が認印を押印しなければならないが、未使用の 領収証書にあらかじめ認印が押印されていたので、適正に処理されたい。

(子ども未来課)

キ 集中調達外の消耗品の納品で、納品書に当該発注課の受付印、個人印の押印を行っていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、 適正に処理されたい。

(子ども未来課)

ク 集中調達外の消耗品の納品で、納品書に当該発注課の受付印、個人印の押印を行っていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、 適正に処理されたい。

(長寿社会課)

ケ 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成22年度末で約543万円であり、前年度に比し約 327万円減少している。

今後も、新規未収金の発生防止のために入所時における納入指導の徹底を一層図るとともに、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(障害福祉課)

コ 知的障害者福祉施設入所負担金の未収金については、平成22年度で約31万円であり、前年度に比 し約248万円の減少となっている。

今後も、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して適切な指導を行うなど、引き続き 債権管理に努められたい。

(障害福祉課)

サ 特別障害者手当の未収金については、平成22年度末で約198万円であり、前年度に比し約11万円の減少となっている。

今後も、過年度分の未収金について、未納者の現状を把握して償還指導を行うなど、引き続き債権管理に努められたい。

(障害福祉課)

シ 旅行命令簿で、用務地の地点名称の記載漏れにより、旅費が誤って支給されているので精算され たい。

(障害福祉課)

ス 看護職員修学資金貸付金の返還金について、平成22年度末で約47万円が収入未済となっている。 今後も、未納者の現状を把握して適切な債権管理に努められたい。

(医務課)

セ 委託料の支出において、履行確認が当該年度を超えていたので、適正に処理されたい。

(健康づくり推進課)

ソ 集中調達外の消耗品の納品で、納品書に当該発注課の受付印、個人印の押印を行っていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、 適正に処理されたい。

(難病・感染症対策課)

タ 国庫支出金については、交付決定通知等を受理したときに調定しなければならないが、約1億4千万円の国庫支出金を当該通知の受理後4か月を経過してから調定していた事例があったので、適正に処理されたい。

(難病・感染症対策課)

チ 損害保険契約において、従来からの見積合せによる随意契約を実施しているが、簡易公開調達制度を適用すべき案件であるため、今後適正に処理されたい。

(薬務課)

商工観光労働部

ア 中小企業振興資金貸付金については、連帯保証人への徴求等を行うなど、債権回収に取り組まれているが、平成22年度末現在における収入未済額(元金)は81億348万円と多額である。

今後も、分割納入中の延滞先については、経営状況を十分把握し、分割納入額の増額交渉を強化 し、また、既に事業を廃止、倒産又は休業の状態にある延滞先については、連帯保証人への徴求な どを強化し、債権管理に万全を期されたい。

(商工観光労働総務課)

イ 年末の休日勤務の代休日における勤務について、135/100であるにもかかわらず、125/100で支給 されていた事例が見受けられたので、適正に処理されたい。

(商工振興課)

ウ 和歌山県中小企業新分野進出支援事業費補助金返還金について、平成22年度末現在の未償還額は、 前年度に比し、12万円減少し、約1,183万円となっているが、履行期限延長承認申請書による分納計 画どおり返還されていないので、引き続き債権管理に努められたい。

(企業振興課)

エ 会計課へ合議されていない支出負担行為があったので、適正に処理されたい。

(企業振興課)

オ 社印はあるが代表者印の押印がない請求書で支払いをしているものがあったので、適正に処理されたい。

(企業立地課)

カ 超過勤務手当について、平日の勤務時間終了後は125/100であるが、135/100で支給されているも のがあった。

また、週38時間45分の勤務時間超であるのに、代休にかかる25/100の手当が支給されていないものがあったので、いずれも適正に計算し返納及び追給されたい。

(観光振興課)

農林水産部

ア 集中調達外の消耗品の納品で、納品書に当該発注課の受付印、個人印の押印を行っていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、 適正に処理されたい。

(農林水産総務課)

イ 集中調達外の消耗品の納品で、納品書が保存されていないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(食品流通課)

ウ 商標冒認出願に対する異議申立に係る委託契約については、随意契約の理由がないため競争入札 に付されたい。

(食品流通課)

エ 過年度分の未登記処理については、平成22年度末で、なお、91件が未登記となっているので、引き続き登記事務促進対策事業の推進に努められたい。

(農業農村整備課)

- オ 土地改良事業等の竣工に伴い、当該事業で設置した工作物を既に市町村及び土地改良区に譲与し、 底地のみが県所有となっている土地については、引き続き計画的に譲与を進めるよう努められたい。 (農業農村整備課)
- カ 公用車の購入において、歳出予算の節の区分に予算がないにもかかわらず入札が行われ、その予 定価格も予算額を上回っていたので、今後適正に処理されたい。

(農業農村整備課)

キ 支出負担行為が会計課へ合議されていなかったので、適正に処理されたい。

(果樹園芸課)

ク 食文化体験(梅加工)事業の梅の購入において、一人の見積りにより随意契約を行っているが、 二人以上の者から見積書を徴取されたい。

(果樹園芸課)

ケ 動物用ワクチンの購入において、和歌山県の公共調達制度に反し指名競争入札を執行していたの で、一般競争入札に改められたい。

(畜産課)

コ 集中調達外の消耗品の納品で、納品書が保存されていないものがあったので、平成21年1月5日付 け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(畜産課)

サ 水中ポンプ等の修繕契約については、予定価格が予算額を上回っているとともに仕様書に特定のメーカー名が記されていたので、適正に処理されたい。

(畜産課)

シ 農業改良資金の未収金については、債務者への償還指導の継続により、元金は110万円減少し、平成22年度末で約113万円となっているが、違約金は同年度末で約530万円となっており、回収は進んでいない。

今後も、分割回収計画どおりの債権回収を進めるとともに、新規滞納の防止に努められたい。

(経営支援課)

ス 林業改善資金貸付金については、平成22年度の回収額は17万円と厳しい状況であり、同年度末の 未収金は、約1,501万円となっている。

今後も、法的措置も検討しながら未収金の早期回収に努められたい。

(林業振興課)

セ 公用車の購入において、歳出予算の節の区分に予算がないにもかかわらず入札が行われ、その予 定価格も予算額を上回っていたので、今後適正に処理されたい。

(林業振興課)

ソ 日高振興局内の平成13年度治山事業工事に係る違約金の未収金約40万円については、引き続き債 権管理に努めるよう指導されたい。

(森林整備課)

タ 保安林整備受託事業において、特定の者と契約を行っているが、同業務を実施できる者は複数者 あると考えられるため、一般競争入札を実施されたい。

また、当該契約では予定価格を定めておらず、契約書に代えて請書で処理していたので、適正に 処理されたい。

(森林整備課)

チ 沿岸漁業改善資金貸付金の未収金については、平成22年度末で現年度分が前年度に比べ約58万円減少し約139万円、過年度分も前年度に比べ約239万円減少し約1,494万円で、これらに確定分の違約金約546万円を加えると、合計約2,179万円となっている。

今後も、償還指導の徹底による延滞の長期化防止及び新規滞納者の発生防止に努められたい。

(水産振興課)

ツ 集中調達の消耗品の納品で、物品調達伺書を起案した職員が納品検査を行っていたので、平成21 年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。 (資源管理課)

県土整備部

ア 道路改良工事現場への不法投棄に伴う撤去費用について、平成22年度末で約22万円が収入未済となっているので、適切な債権管理に努められたい。

(県土整備総務課)

イ 集中調達の消耗品の納品で、物品調達伺書を起案した職員が納品検査を行っていたので、平成21 年1月5日付け出第306号会計管理者通知及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(技術調査課)

ウ 土木使用料(道路)の未収金は、平成22年度末で約60万円となっており、前年度に比し約29万円 減少している。

引き続き、適切な債権管理に努められたい。

(道路保全課)

エ 工事請負契約不履行に伴う違約金及び延滞金並びに不法占用代執行経費は、平成22年度末で約128 万円が収入未済となっており、前年度に比し約16万円増加している。

引き続き、適切な債権管理に努められたい。

(道路建設課)

オ 業務委託契約不履行に伴う違約金等は、平成22年度末で約265万円が収入未済となっている。 引き続き、適切な債権管理に努められたい。

(河川課)

カ 土地使用料等の未収金は、平成22年度末で約32万円となっており、前年度に比し約5万円減少している。

引き続き、適切な債権管理に努められたい。

(河川課)

キ 河川敷地の不法占用については、平成22年度末現在、なお16件あるので、引き続き不法占用者に対しては厳正に対処されたい。

また、不法占用を防止するため、河川パトロール等により、河川巡視の強化に努められたい。

(河川課)

ク 土地区画整理事業の貸付金の返還金について、平成22年度末で約8,851万円が収入未済となっている。

引き続き、適切な債権管理に努められたい。

(都市政策課)

ケ 公営住宅の家賃等の未収金について、長期滞納者に対しては、訴訟を提起するなど案件に応じた 回収に努められているところであるが、平成22年度末現在で、収入未済額が約1億9,200万円と依然 として多額である。

今後も、未納者の現状を把握して、各振興局、県住宅供給公社及び委託管理人と連携し、適切な 債権管理に努められたい。

(建築住宅課)

コ 特定公共賃貸住宅は4団地33戸であるが、そのうち入居戸数は平成22年度末現在6戸となっている。 今後も、県民のニーズを把握し、より効果的なPR方法等を検討し、入居戸数を増やすよう努めら れたい。

(建築住宅課)

サ 県営住宅において、自動販売機設置の用に供することを条件に行政財産の目的外使用の許可を与えた2件については、財産の区分を土地とし、和歌山県使用料及び手数料条例(昭和22年条例第67号)に基づき土地の種別で使用料を算定しているが、自動販売機の設置場所から、財産の区分は建物が適切と考えられるので、適正に処理されたい。

(建築住宅課)

シ 行政財産の目的外使用許可を受けた者から使用許可数量の変更申請があり変更許可を与え使用料 が減額となった事例について、減額分の使用料を返還していないので、適正に処理されたい。

(建築住宅課)

ス 普通財産の貸付けについて、和歌山県公有財産事務規程(平成10年訓令第1号)第30条第1項の規 定に基づく総務部長への協議が行われていなかったので、適正に処理されたい。

(建築住宅課)

セ 集中調達外の消耗品の納品で、納品書に発注課室の受付印、職員の個人印を押印していないものがあったので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

(公共建築課)

ソ 港湾施設使用料等の未収金について、過半を占める大口滞納者に対して訴訟提起するなどの努力 はされているが、平成22年度末で、約2,937万円となっている。

引き続き、適切な債権管理に努められたい。

(港湾空港振興課)

タ 消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税となっている土地の貸付けについて、 賃料に消費税を加算した事例があったので、適正に処理されたい。

(港湾空港振興課)

チ 平成21年9月に行った弁護士への法律相談に係る弁護士費用を約1年後に過年度支出した事例があったので、今後このようなことがないよう、適正に処理されたい。

(港湾整備課)

会計局

ア 支出決定されていたが、総務事務集中課出納員の押印が漏れていた支出票を支払処理していたので、適正に処理されたい。

(会計課)

イ 旅行命令簿による旅費の計算が誤っているものが見受けられたので、適正に処理されたい。

(終終重終焦山課)

ウ 支出決定された支出票を、総務事務集中課の出納員が決裁せずに、支払機関に書類を回付してい たので、適正に処理されたい。

(総務事務集中課)

エ 届出による通勤手当認定額の計算が誤っているものがあったので、適正に処理されたい。

(総務事務集中課)

県議会事務局

ア 支出負担行為が、総務事務集中課に合議されていなかったので、適正に処理されたい。

(県議会事務局)

教育委員会

ア 平成18年5月に支給された退職手当について、平成19年4月に退職手当を支給された職員が禁固以上の刑に処せられたため、職員の退職手当に関する条例(昭和37年条例第57号)第18条第1項第1号に基づき、当該職員から速やかに返納を求め調定すべきであったが、調定は、平成22年度となっている。一部返納されたが、平成22年度末で未収金額が約1,285万円となっており、債権の早期回収に努められたい。

(給与課)

イ 職員定期健康診断等委託業務において、一般競争入札を執行しているが、仕様書に受診者本人の 自己負担額の取扱いが明確にされていなかったので、適正な事務処理をされたい。

(福利課)

ウ 進学奨学金等返還金の未収金については、個別相談会の開催や家庭訪問等の実施による償還指導等に努められているところであるが、平成22年度末で約7億5,230万円となっており、前年度末に比し約3,604万円増加している。

今後も、未納者の現状を把握し、効率的に収納率を高める方策を検討し、引き続き債権管理に努められたい。

(生涯学習課)

エ 和歌山県修学奨励金返還金の未収金については、平成22年度末で約2,725万円となっており、前年度末に比し約1,140万円増加している。

今後も、新規未収金の発生防止のため、貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、未納者の現状を把握し、事例によっては連帯保証人に対し償還を求めるなど、引き続き債権管理に努められたい。

(生涯学習課)

オ 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿において、土曜日の超過勤務時間を平日の125/100で計算しているケースがあったので、適切に処理し、不足分を追給されたい。

(生涯学習課)

カ 和歌山県市町村対抗ジュニア駅伝競走大会における交通誘導警備業務については、特定の者と随 意契約を実施しているが、当該業務を実施できる者は、複数存在すると考えられることから、簡易 公開調達を実施されたい。

(スポーツ課)

キ 週38時間45分の勤務時間超であるのに、代休にかかる25/100の手当の支給が不足している事例が あったので、適正に処理されたい。

(スポーツ課)

ク 集中調達の消耗品の納品で、当該発注課室の受付印、個人印の押印を行っていないものがあった ので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理さ れたい。

(文化遺産課)

ケ 刀剣類登録申請書に添付された県証紙に消印のなされていないものが2件あったので、適正に処理 されたい。

(文化遺産課)

コ ねっと安全わかやま委託事業において、予定価格算定における積算内容や仕様書と業務実績に乖離があったにもかかわらず、内容を十分確認せず契約額どおり支払っていたので、適正に処理されたい。

(学校指導課)

サ 週38時間45分の勤務時間を超えていないのに、代休にかかる25/100の手当を支給している事例があった。

また、土、日の超過勤務に対する代休対応で、代休時間の不足分について、125/100で支給すべきところ、135/100で支給していた事例があったので、いずれも適正に処理されたい。

(学校人事課)

公安委員会

ア 放置違反金の未収金については、平成22年度末で約4,595万円であり、前年度に比し約134万円増加している。

今後も、未納者の現状を把握して、適切な債権管理に努められたい。

(警察本部)

イ 普通扶助料返還金の未収金については、平成22年度末で約12万円となっている。 今後も、徴収に向けた取組を積極的に行われたい。

(警察本部)

ウ 単価契約書及び支出負担行為が会計課へ合議されていなかったので、適正に処理されたい。

(警察本部)

エ 新聞購読料については、部数を確認せず支払ったため戻入した事例があったので、適正に処理されたい。

(警察本部)

(3) 検討事項

総務部

ア 庁舎等県有施設の自動販売機については、設置業者の選定について、公募による競争入札の導入 を検討されているが、競争性、公平性及び透明性を確保し、早期の実施に努められたい。

(管財課)

企画部

ア コスモパーク加太の未利用地 (894,780㎡) については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。

(企画総務課)

イ 旧南紀白浜空港跡地 (365,407㎡) については、地域活性化のための利活用策について引き続き検討されたい。

(企画総務課)

ウ 電子申請システムについて、平成22年度の電子申請利用割合が総申請件数の約36%を占め、前年度 から約10ポイントの増加となっているが、一層の利用促進方策を検討されたい。

(情報政策課)

福祉保健部

ア 旧六星寮の土地について、有効利用を図られたい。

(障害福祉課)

農林水産部

ア 普通財産である社団法人和歌山県畜産公社跡地については、引き続き当該土地の有効活用を検討 されたい。

(畜産課)

県十整備部

ア 廃道敷地については、平成22年度末で12件が未処理となっているので、引き続き廃道敷地の現況 に応じた適正な管理に努めるとともに処分等を進められたい。

(道路保全課)

イ 共架電線その他上空に設ける線類について、道路占用料徴収条例(昭和28年条例第7号)で占用料を定めているが、共架電線等を支持する電柱等が両方とも道路区域外に建植されている場合は、道路の上空を通っている場合でも占用許可の対象とせず、占用料を徴収していない。道路の管理権は、道路の管理のため必要かつ十分な範囲まで及ぶものであり、道路を横断する架空電線の取扱い及び占用料の徴収について検討されたい。

(道路保全課)

ウ 道路整備事業の残地について、現況を十分把握の上、処理方針を検討されたい。また、事業休止 中のため未利用となっている土地については、適切な管理に努め、これまで投入してきた財源が無 駄にならないよう、速やかに利活用を検討されたい。

(道路建設課)

エ 廃川敷地の処理について、平成22年度に2件の処理が完了し同年度末現在で未処理件数は7件となっている。不法占用には厳正に対処するとともに、防止するための資産保全手続及び定期的なパトロールを実施されたい。

また、廃川敷地は、不整地であることなど売却が難しいものが多いので、一定の条件をつけて貸付けるなどの方策を検討し、引き続き適正な管理に努められたい。

(河川課)

会計局

ア 支出負担行為の整理時期について、和歌山県財務規則(昭和63年規則第28号)で「支出決定をするとき」と定めているものは、報酬、給料、光熱水費、電信電話料及び単価契約によるもの等に限定されていたが、平成19年度から、契約書又は請書を作成しない講師等に対する報償金、価格が業者間で異ならない書籍類、契約書又は請書を作成しない会場使用料等、また、出納員の決裁による総務事務集中課で処理する物品購入に係る報償費等が追加されている。

予算統制上の観点から「契約時、物品購入時等債務を負うとき」に支出負担行為を整理するのが 適当と考えられる経費があることから、財務規則等の見直しを検討されたい。

(会計課)

(4) 上記以外の機関について、事務の執行は、おおむね適正であると認めた。 なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。